

# 先端研究基盤刷新事業 (EPOCH)

Empowering Research Platform for Outstanding Creativity & Harmonization

## 令和 8 年度 公募要領

### 公募期間

令和 8 年 3 月 31 日(火)～5 月 20 日(水)正午



イノベーション拠点推進部 研究環境グループ

令和 8 年 3 月

# 目次

<b>第 1 章 研究提案公募にあたって</b> .....	<b>5</b>
1.1 本事業の趣旨・目的 .....	5
1.2 応募・検討をされている方へ .....	10
1.2.1 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた貢献について .....	10
1.2.2 ダイバーシティの推進について .....	11
1.2.3 公正な研究活動を目指して .....	13
<b>第 2 章 公募・選考</b> .....	<b>14</b>
2.1 本事業の対象となる機関及び事業内容等 .....	14
2.2 申請の要件等 .....	16
2.3 審査の観点 .....	20
2.4 審査の方法 .....	21
2.5 審査における利益相反マネジメント .....	23
2.6 事業規模・採択件数 .....	25
2.7 公募手続き及びスケジュール .....	26
<b>第 3 章 採択後のプロジェクト推進等について</b> .....	<b>27</b>
3.1 プロジェクト計画の作成 .....	27
3.2 委託研究契約 .....	27
3.3 プロジェクト費 .....	27
3.3.1 プロジェクト費(直接経費) .....	27
3.3.2 間接経費 .....	28
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について .....	28
3.4 評価 .....	28
3.5 プロジェクト統括の責務等 .....	29
3.6 研究機関の責務等 .....	29
3.7 その他留意事項(出産・子育て・介護支援制度) .....	32
<b>第 4 章 応募に際しての注意事項</b> .....	<b>33</b>
4.1 生成 AI の利用について .....	33

4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	33
4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置 .....	35
4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セ キュリティの確保 .....	36
4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	37
4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について .....	40
4.7 府省共通経費取扱区分表について.....	41
4.8 費目間流用について .....	41
4.9 年度末までの研究期間の確保について .....	41
4.10 間接経費について .....	41
4.11 研究設備・機器の共用促進について .....	42
4.12 博士課程学生の処遇の改善について .....	44
4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....	45
4.14 男女共同参画及び人材育成、並びに性等を考慮した研究の促進について .....	46
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について .....	46
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	47
4.17 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について .....	47
4.18 社会との対話・協働の推進について .....	48
4.19 オープンサイエンスの促進について .....	49
4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について .....	52
4.21 ライフサイエンス分野のデータ公開について.....	52
4.22 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて .....	53
4.23 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について .....	54
4.24 競争的研究費改革に関する記載事項 .....	54
4.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について ....	54
4.26 不正使用及び不正受給への対応.....	56
4.27 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 .....	58
4.28 関係法令等に違反した場合の措置 .....	58
4.29 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	58
4.30 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について.....	62
4.31 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて.....	62

4.32 e-Rad からの内閣府への情報提供等について .....	63
4.33 研究者情報の researchmap への登録について .....	63
4.34 JST からの特許出願について .....	63
4.35 特許出願非公開制度について.....	63
<b>第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について.....</b>	<b>65</b>
5.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について .....	65
5.2 提案書類の提出について .....	65
5.3 申請の流れ .....	65
5.4 具体的な応募方法.....	66
5.5 その他.....	67

# 第 1 章 研究提案公募にあたって

## 1.1 本事業の趣旨・目的

我が国の研究力強化のためには、研究者が研究に専念できる時間の確保、研究パフォーマンスを最大限にする研究費の在り方、研究設備の充実など、研究環境の改善のための総合的な政策の強化が求められています。特に、研究体制を十分に整えることが難しい若手研究者にとってコアファシリティによる支援は極めて重要であり、欧米や中国に対して日本の研究環境の不十分さが指摘される要因となっています。加えて、近年、多様な科学分野における AI の活用(AI for Science)が急速に進展する中、高品質な研究データを創出・活用するため、全国の研究者の研究設備等へのアクセスの確保や計測・分析等の基盤技術の維持は、経済・技術安全保障上も重要です。

先端研究基盤刷新事業(EPOCH)は、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」(令和 7 年 7 月 10 日 科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会)及び「科学の再興に向けて 提言」(令和 7 年 11 月 18 日「科学の再興」に関する有識者会議)等を踏まえ、第 7 期科学技術・イノベーション基本計画期間中に、我が国の研究基盤を刷新し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、全国の研究大学等において、地域性や組織の強み・特色等も踏まえ、技術職員や URA 等の人材を含めたコアファシリティを戦略的に整備します。あわせて、研究活動を支える研究設備等の海外依存や開発・導入の遅れが指摘される中、研究基盤・研究インフラのエコシステム形成に向けて、産業界や学会、資金配分機関等とも協働し、先端的な研究設備・機器の整備・共用・高度化を推進します。

先端研究基盤刷新事業(EPOCH)では、文部科学省が公募する施設整備と国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の基金事業を一体的に推進することとしています。本公募要領は、JST が公募を実施する先端研究基盤刷新事業(EPOCH)における基金事業に関するものです。施設整備を申請する場合には、文部科学省が公募を実施する先端研究基盤刷新事業(EPOCH)における施設整備への申請も必要になりますので、文部科学省の公募要領についても必ず確認の上、申請をしてください。

なお、申請にあたっては、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和 4 年 3 月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会)等、科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会等での議論等も参照してください。

(参考)第7期科学技術・イノベーション基本計画(令和8年3月27日閣議決定)(抄)

## 5. 研究施設・設備、研究資金等の改革

### (1) 先端研究設備等の整備・共用・高度化の推進

若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、全国の研究大学等において、地域性や組織の強み・特色等も踏まえ、研究開発マネジメント人材及び技術職員を含めたコアファシリティを戦略的に整備する。研究設備・機器の管理を個人から組織に転換することで、持続的に研究基盤を維持・強化し、全国の研究者の研究設備等へのアクセスを確保する。

このような研究大学等は、SINETのセキュアで大容量のネットワークで接続することとする。これにより、先端機器群のスムーズな遠隔利用が可能となり、全国の研究者の機器へのアクセスを格段に良くする。さらに、全国の先端研究機器群から生じるデータを集約することが可能となることから、これを体系的に保存し、幅広く研究者等の利用に供する。

あわせて、競争的研究費における機器購入に際し、所属機関や資金配分機関において重複確認を行うなど、その用途を機器の購入から利用料金への計上にシフトしていく。競争的研究費で整備した設備・機器を公共財として適切に管理することとし、例えば、取得金額が1,000万円以上の汎用性を有する研究設備・機器については、当該研究に支障がない限り、所属機関の内外への共用を促進する。

研究活動を支える研究設備等の海外依存や開発・導入の遅れが指摘される中、研究基盤・研究インフラのエコシステム形成に向けて、産業界や学会、資金配分機関等とも協働し、先端的な研究設備・機器の整備・共用・高度化を推進する。

機器メーカー等民間企業との共用の場を接続点とした組織的な連携を推進し、研究ニーズや革新的なアイデア・技術に基づく新たな計測・分析技術開発、試作機開発、利用技術開発等を推進する。くわえて、論文掲載・閲覧やデータ解析のインフラなども含めて、広く研究基盤の刷新に取り組む。

国立大学法人全体の施設整備計画を策定し、リノベーションなどによる既存施設の最大限の活用や、先端研究設備整備、老朽化が進む研究施設等の計画的な整備を通じて、共創拠点(イノベーション・コモンズ)実現を目指す。

(参考)「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」

(令和7年7月10日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会)(抄)

(今後10年で目指す姿)

- 共用システムの見える化：共用システムに係る情報（共用研究設備等、技術専門人材、好事例等）が一元的に集約化され、見える化。研究者や研究機関における研究活動や研究マネジメントを行う上での基礎情報とするとともに、国の戦略策定等に活用。
- 全国の研究者が活用できる研究基盤を整備：コアファシリティ化が進む研究大学等に、地域性も踏まえ20程度の共用拠点を形成し、それを核にユーザーとなる産学官の研究者数等の状況を踏まえた、「コアファシリティ・ネットワーク」を構築。重要な装置分野については、最先端・国内有数の研究設備等に全国からアクセス可能で、国際的にも存在感を発揮できる「装置分野ネットワーク」を形成。これら共用拠点間、ネットワーク間の連携により全国をカバー。
- 共用を前提とした研究設備等の整備・運用への抜本的な変容：共用拠点・ネットワークには、分野横断的に汎用性の高い一定規模以上の先端研究設備等を技術専門人材とともに、戦略的・計画的に当初から共用を目的に配置（共用拠点に共用機器と技術専門人材を配置・集約し、それらをネットワーク化）。遠隔化・自動化等を適切に取り入れ、効率化。
- 競争的研究費の使途の変容：共用研究設備等の利用促進により、競争的研究費では研究設備等について利用料金の計上を基本とし、購入する場合には、研究機関が重複や共用予定を確認して申請するとともに、資金配分機関においてそれらの情報を研究費配分のプロセス等で活用。これにより、競争的研究費の使途を変容。なお、研究設備等の購入が必要な研究開発等を適切に峻別し、研究の停滞を招かないようにすることが前提として必要。
- 組織外への共用促進：共用拠点・ネットワークは、組織内外のあらゆる研究者に開放。
- 研究の質の向上、研究時間の確保：研究者は、研究費から利用料金を支払い、技術専門人材のサービスを受けて共用研究設備等を利用することで、研究活動の質の向上と効率化を実現。
- 我が国の中核的プラットフォームとして位置付けられた研究データ基盤システム（NII RDC）との接続を通じたデータ利活用促進：共用研究設備等から創出されるデータ等を利活用できる形で蓄積。
- 共用の場を活用した先端基盤技術・機器等の開発：共用の場を接続点とした産学連携により、研究ニーズや革新的なアイデア・技術に基づく新たな計測・分析技術開発、試作機開発、利用技術開発等が進展。汎用化した先端機器等はいち早く共用の場に導入。

(参考)先端研究基盤共用促進事業等における取組事例

#### 1. 研究設備・機器の全学的な管理体制の構築

統括部局が主導し、技術支援の水準と汎用性の二軸で研究設備・機器を分類。共用ニーズの高い汎用設備を集中整備するとともに、特殊性の高い装置は部局と連携して管理。設備の整備・更新と高度研究支援人材の配置を一体的に実施することにより、予見可能な運営や高度な技術支援を提供。

#### 2. 利用者の要望を基にした共用設備更新計画の策定

統括部局が、文系・理系全ての学内研究者を対象とした全学アンケートを通じて、共用設備・機器に関する要望を調査。最先端機器の導入や支援高度化等の利用者の生の声を把握し、中長期的な共用設備更新計画の立案に反映するとともに、今後の取組の優先順位付けや具体化に活用。

#### 3. 汎用機器・技術職員の整備による若手独立 PI の速やかな研究開始

様々な分野の汎用機器に加え、技術職員を配置した基盤研究環境を先行的に整備。個々の研究者は原則的に個人研究費では研究設備・機器を購入せず、組織として一元的に整備・管理。若手研究者が PI として独立直後に速やかな研究開始を可能とするとともに、学際的な研究の創出を促進。

#### 4. 共用化指標を用いた戦略的設備整備・運用計画の作成・運用

共用設備・機器等の利用実績を論文や外部資金獲得等の成果と紐づけるシステムを構築するなど、共用化指標を独自に開発。研究設備・機器の導入・更新に際し、二重投資防止、共同利用環境、共用化指標の評価を踏まえつつ、統括部局が経営的な観点から戦略的設備整備・運用計画を作成・運用。

#### 5. 研究設備・機器の横断検索・利用予約システムの整備

県内外の地域の大学や公設試等と連携した横断検索・利用予約システムを整備し、予約管理や利用料徴収等に活用。各機関の設備・サービスと技術者情報がワンストップで検索可能になり、研究設備等に係る情報を集約・見える化。共同利用設備の利用促進と技術職員の交流活性化にも貢献。

#### 6. 技術職員を主体としたボトムアップ型研究基盤マネジメント

コアファシリティ・アドミニストレータを研究基盤戦略並びに設備・機器共用推進の実務を担う技術職員マネジメント人材として設置。導入の原資が公共財という認識の下、設備・機器の原則共用化を掲げ、利用状況や外部資金等の情報・調査に基づき、様々な設備・機器を戦略的に整備。

※各機関の取組の詳細等については、以下を参照ください。

- ・ 令和 7 年度 先端研究基盤共用促進事業シンポジウム  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/gyouji/detail/mext\\_00065.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/gyouji/detail/mext_00065.html))
- ・ 先端研究基盤共用促進事業 成果報告書  
([https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/kyoyo\\_brochure2026.pdf](https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/kyoyo_brochure2026.pdf))
- ・ 先端研究基盤共用促進事業の事後評価  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu28/index.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu28/index.htm))
- ・ 「我が国の先端研究設備・機器の共用システムに関する情報の一元的な集約・見える化に向けた調査分析」  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/shisetsu/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/shisetsu/index.htm))

## 1.2 応募・検討をされている方へ

### 1.2.1 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた貢献について

#### **JST は持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献します！**

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球及び繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」(ブダペスト宣言<sup>※</sup>)の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

## 1.2.2 ダイバーシティの推進について



### JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ(多様性)」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標(SDGs)においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

### 1.2.3 公正な研究活動を目指して

#### 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## 第 2 章 公募・選考

### 2.1 本事業の対象となる機関及び事業内容等

#### (1) 対象となる機関

本事業の支援対象となる機関は、国公立大学(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 2 条第 2 項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校である大学をいう。なお、国際卓越研究大学は除く。)とします。

#### (2) 対象となる事業内容

我が国の研究基盤を刷新し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、全国の研究大学等において、地域性や組織の強み・特色等も踏まえ、技術職員や URA 等の人材を含めたコアファシリティを戦略的に整備する取組を対象とします。あわせて、研究活動を支える研究設備等の海外依存や開発・導入の遅れが指摘される中、研究基盤・研究インフラのエコシステム形成に向けて、産業界や学会、資金配分機関等とも協働し、先端的な研究設備・機器の整備・共用・高度化を推進します。

#### (3) 対象となる経費

本事業の事業期間は 10 年間とし、当初 3 年分(令和 8 年度から令和 10 年度)が基金により予算措置されています。当面の 3 年間においては、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」等も踏まえ、我が国の研究現場に共用文化を醸成・定着させるため、研究設備等や技術専門人材の配置等のあり方を刷新し、共用研究設備等の十分な整備とその利用促進を図るとともに、研究大学等の財務・人事・経営などのシステム改革にも資する取組を必須とします。令和 11 年度以降は、予算措置の状況や各機関における取組状況等を踏まえて決定します。

#### (4) その他(留意事項)

本事業では、マテリアル先端リサーチインフラ(ARIM)、生命科学・創薬研究支援基盤事業(BINDS)、大学共同利用機関法人や共同利用・共同研究拠点、特定先端大型研究施設など、先行する分野ごとの取組とも連携し、我が国全体として、共用システムに係る情報(共用研究設備等、技術専門人材、好事例等)を一元的に集約し、見える化を推進することとしています。各機関において共用研究設備等や技術専門人材等の情報管理・公開等のシステムが独自に構築・進化してきていますが、中長期的な観点から、各機関のシステムと連携可能な形で、情報を集約・可視化でき

る仕組みを構築していくことになります。

研究データの取扱いについては、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議)を踏まえ、オープン・アンド・クローズ戦略の下で、FAIR 原則<sup>1</sup>に基づき、研究データの管理・利活用を推進します。また、近年、科学研究における AI 利活用(AI for Science)が急速に進展しており、研究設備・機器から得られる研究データの流通、管理(保存、共有・公開等のアクセスコントロール)、活用(解析、学習等)のための環境を完備することが重要となります。我が国においては、日本全国をつなぎ、情報流通を促進するための SINET、研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォームである NII RDC(NII Research Data Cloud)、世界有数の計算基盤(HPCI、mdx)など、世界最高水準の資源を保有しています。これらのことから、個々の提案機関で新たに独自のシステムを一から構築するのではなく、既存の共通資源を最大限活用し、国全体として研究基盤におけるデータエコシステムを形成することが有効な手段となります。高品質な研究データを創出・活用するため、共有を見据えて利活用しやすい形式で研究データを蓄積することとし、以下の点について留意の上、提案されることを推奨します。

- ・ 研究設備・機器から創出されるデータは、セキュアかつ大容量な学術情報ネットワーク(SINET)を活用して流通させること。
- ・ 構築するサービス(ウェブサービスなど)の学外への提供に際しては、学術機関における横断的な認証機構(学術認証フェデレーション)を活用し、セキュリティを確保すること。
- ・ データの解析等利活用のための環境整備に際しては、国内の共用計算資源(HPCI 等)の利用等、既存の計算資源の有効活用を検討すること。
- ・ 研究設備・機器などから得られたデータを管理・共用する際は、NII RDC(GakuNin RDM)などの既存の研究データ基盤を利用して、適切に行うこと。
- ・ NII RDC との連携、先行事例(ARIM 等)の活用、分析データ共通フォーマット規格(MaiML: Measurement Analysis Instrument Markup Language)の適用、RDF 化を行うこと。
- ・ 公開可能な研究データについては、機関リポジトリ、NII RDC、NBDC などに登録すること。

なお、提案大学又は連携大学においては、本事業で新たに整備した主としてマテリアル研究用と JST が指定した研究設備・機器から得られるデータは ARIM RDE への登録を原則必須とします。また、これに係る費用(データ構造化、ARIM RDE への登録、データクラウド利用料等の費用)

---

<sup>1</sup> Findable(見つけられる)、Accessible(アクセスできる)、Interoperable(相互運用できる)、Reusable(再利用できる)の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則(<https://biosciencedbc.jp/about-us/report/fair-data-principle/>)

を事業費より支出することができます。さらに、文部科学省「AI for Science 推進委員会」での議論も踏まえつつ、共同利用・共同研究システム形成事業「大規模集積研究システム形成先導プログラム」等の関連事業とも連携し、日本全体で高品質な研究データの創出・活用につながる取組を推進します。

産学連携による持続的な仕組みの構築や技術支援人材の確保・育成に当たっては、「産業・科学革新人材事業」等との適切な連携も検討してください。

## 2.2 申請の要件等

### (1) 申請機関について

本事業への申請は、1 大学あたり 1 件とします。他機関とともに申請する場合は、(ア)に加え(イ)の構成で該当するものを記入してください。

(ア) 提案大学(本事業に申請する大学)：コアファシリティ化(組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み)が進む国公立大学(国際卓越研究大学を除く。)

(イ) 連携機関

①連携大学：提案大学との組織的な連携を図りながら、本事業の経費を活用の上、研究基盤の刷新を図る国公立大学(国際卓越研究大学を除く。)及び大学共同利用機関

②参画機関：原則、本事業の経費の配分対象とはしないが、提案大学と連携して活動を行う、研究基盤の刷新に有効な大学等(国際卓越研究大学や、海外大学、国立研究開発法人、高等専門学校、公設試験研究機関、民間企業等を含む。)

	国公立大学 (国際卓越を除く)	国際卓越研究大学	大学共同利用機関	国立研究開発法人	民間企業等
<b>提案大学</b>	○	×	×	×	×
<b>連携大学</b> ※経費活用可	○	×	○	×	×
<b>参画機関</b> ※原則、経費活用不可	○	○	○	○	○

なお、提案大学となる大学が別の大学の申請において連携機関となることは可能とします。ただし、複数の提案において同一のプロジェクト内容を申請することはできません。JST は、提案大学及び連携大学と委託研究契約を締結することとし、参画機関との契約は不要となります。

## (2) 申請要件について

本事業の申請にあたり、提案大学には、以下の要件を求めます。なお、連携大学がある場合、連携大学にも以下の要件を求めることとなります。

### ① 組織全体としての共用の推進を行う組織(「統括部局」)の確立

➤ 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」に基づく統括部局等のコアファシリティ化の体制構築や運用の先進的な取組が実施されていること

### ② 「戦略的設備整備・運用計画」に基づく持続的な設備整備・運用

➤ 機関内の研究設備等の所在や共用の状況等の把握ができていること(大学等全体の研究設備・機器の共用化率)

➤ 機関内の技術専門人材の所在や専門性等の状況が一元的に把握され、部局等横断的な育成制度やキャリアパス構築に取り組んでいること(人事給与マネジメントの高度化(多様な専門人材の育成・確保等)、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」、「技術職員の人事制度等に関するガイドライン」を踏まえた対応状況)

### ③ 共用化を促進させる研究者や部局へのインセンティブの設計

➤ 研究者向けのインセンティブ設計例

- ・ 専有機器を共用化した場合は、運用は統括部局が実施・費用負担
- ・ 共用する場合は、利用料収入を長期的に積み立て、年度を超えて柔軟に修理等に活用できる仕組みを構築
- ・ 共用する場合はスペースチャージを免除
- ・ 共用研究設備等を利用した研究活動を促進する取組 等

### ④ 競争的研究費の使途の変容促進

➤ 機器等の整備から利用料計上等へ競争的研究費の使途の変容を促進・確認するためのファイナリティスタディ(FS)を実施すること

- ・ 研究者による競争的研究費の申請時に、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、重複確認、共用計画(共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等を記載する共通様式を想定)の作成・確認を機関内で行う仕組みを導入
- ・ この仕組みや研究者向けのインセンティブ設計による競争的研究費の使途の変容を定量的に確認・検証し、仕組みを改善

### ⑤ コアファシリティ・ネットワーク形成の主導と成果の検証

➤ 執行部のコミットメントのもと、組織・機関を超えた共用システム(設備・機器、人材、データ等)を構築するとともに、学内外のネットワーク形成を主導し、その成果検証を行え

る体制があること

### (3) 申請内容について

提案大学は、以下の項目が記載された提案書を作成し、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて申請を行ってください。

#### (ア) 研究基盤の刷新に向けたビジョン

※大学のミッション等に基づき、研究基盤の刷新に向けたビジョンに加え、そこに至るための一定程度具体化されたプロセスを、事業開始後3年程度で取り組むこと、それ以降に取り組むことに分けて記載ください。

※可能な範囲で数値的な目標を設定してください。

※連携大学がある場合は、提案大学との組織的な連携を行う意義や役割も記載ください。

#### (イ) コアファシリティ化(組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み)の実績

※「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」等も参照しつつ、コアファシリティ化が進む研究大学等としての実績(共用化対象設備数、利用件数、利用料収入等)を記載ください。なお、申請要件に係る以下の項目は、必ず記載してください。

- ・組織全体としての共用の推進を行う組織(「統括部局」)の確立
- ・「戦略的設備整備・運用計画」に基づく持続的な設備整備・運用
- ・共用化を促進させる研究者や部局へのインセンティブの設計
- ・競争的研究費の使途の変容促進(設備の重複確認等)
- ・コアファシリティ・ネットワーク形成の主導と成果の検証 等

※連携大学がある場合は、連携大学の実績も記載ください。

#### (ウ) 先導的な研究環境の実現に向けた取組(プロジェクト構想)

※「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」等も参照しつつ、①先端的な装置の開発・導入、②人が集まる魅力的な場の形成、③持続的な仕組みの構築等、研究の創造性と協働を促進し、新たな時代(Epoch)を切り拓く先導的な研究環境の実現に資する具体的な取組を、現状の課題を踏まえ、事業開始後3年程度で取り組むこと、それ以降に取り組むことに分けて記載ください。

※連携機関がある場合は、提案大学と連携して行う具体的な活動も記載ください。

#### (エ) 共用研究設備等の整備・運用計画(プロジェクト実施計画)

※「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」等も参照しつつ、10年程度の「共用研究設備等の整備・運用計画」を作成してください。なお、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」も踏まえ、研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、研究設備・機器とそれを支える人材の活用を機関の経営戦略に明確に位置づけることが重要であることにご留意ください。また、「共用研究設備等の整備・運用計画」には、コアファシリティ化の先駆者として、共用化を促進させる研究者向けのインセンティブ設計や競争的研究費の使途の変容を促進するための具体的な取組や、先導的な研究環境の実現に向けた中長期の計画も含めてください。

※連携大学がある場合は、連携大学も含めた「共用研究設備等の整備・運用計画」を作成ください。

#### (オ) 資金計画(プロジェクト予算計画)

※「共用研究設備等の整備・運用計画」の実施に必要な経費の資金計画を作成ください。

※本事業で新たに整備した研究設備・機器については、全学的な共用はもちろん、原則学外にも共用するとともに、本事業が単なる共用研究設備・機器の整備や開発のみの提案とならないように留意してください。そのため、例えば、1億円を超える高額な研究設備・機器を新たに整備する場合は、その必要性を記載ください。また、研究設備・機器の開発が総額1億円を超える場合、別途、その意義(研究ニーズや投資効果、市場規模等、共用の場で開発を実施する理由、本プロジェクトの資金を設備・機器の共用でなく、本開発に投じる理由)とともに資金計画を作成ください。なお、事業の趣旨から、経費は最大でも事業費の半分を超えることがないよう留意するとともに、機器メーカー等民間企業との共用の場を接続点とした組織的な連携を構築するなど、参画機関としての具体的な活動内容を記載ください。審査の結果により、委託する規模の見直し等の改善意見が出された場合には、委託規模等も含め、これを反映させた決定を行う場合があります。

※連携大学がある場合は、連携大学も含めた「資金計画」を作成ください。

#### (カ) 実施体制

※統括部局の大学組織内での位置付け、体制、役割などを適宜、図などを用いて記載ください。連携機関がある場合は、提案大学と連携機関の関係が分かるように記載ください。また、プロジェクト統括の経歴や実施体制(主要な役割を担う者のみ)を記載ください。

(キ)「先端研究基盤刷新事業(EPOCH)」における施設整備の申請内容について

※先端研究基盤刷新事業(EPOCH)は、文部科学省が公募する施設整備と JST の基金事業を一体的に推進するべきものであり、審査・選定についても、双方の申請を踏まえ、連携して実施することとしています。そのため、基金事業の審査に当たっては、文部科学省が公募を実施する「先端研究基盤刷新事業(EPOCH)」における施設整備の申請内容を参照する必要があることから、参考資料として添付してください。

#### (4) プロジェクト統括について

プロジェクト実施に際し、提案大学においては、プロジェクトの運営責任を担うプロジェクト統括を指名ください。連携大学がある場合は、連携大学においても、プロジェクト統括を指名ください。プロジェクト統括は、組織全体としての共用の推進を行う組織(「統括部局」)の構築、「共用研究設備等の整備・運用計画」の策定などにより、プロジェクトの効率的・効果的な実行を推進してください。なお、各大学はプロジェクト統括の円滑な業務遂行に資するよう、本プロジェクトの実施に関するプロジェクト統括の機関経営への参画を明確にした位置づけとする必要があります。さらに、プロジェクト統括に対して既存の枠組みを越えた全学レベルでの協力・支援が確保される体制を構築し、これを確実に担保することが求められます。なお、JST との委託研究契約は、提案大学及び連携大学と締結します。また、連携大学のプロジェクト統括は連携プロジェクト統括として、連携大学はプロジェクト目的の達成に向けて貢献してください。

### 2.3 審査の観点

提案内容について、以下の観点から審査を行います。

#### <全般>

- ・応募要件等、公募要領に示す必要事項が記載されており、条件を満足しているか。
- ・提案大学の実績や状況に応じた提案となっているか。
- ・連携大学がある場合、連携体制や連携理由が適切で相乗効果が期待できるか。
- ・全国の研究者が挑戦できる研究基盤への刷新に向けて、我が国の研究基盤の一翼を担うビジョン・目標・構想・計画となっているか。

#### <技術職員や URA 等の人材を含めたコアファシリティの整備>

- ・組織全体として共用を推進する「統括部局」の体制が構築され、研究組織全体として研究設備・機器を整備・共用・高度化する仕組みを備えた研究基盤が適切に整備されているか。

- ・機関内の研究設備等の所在や共用の状況(大学等全体の研究設備・機器の共用化率)等の把握ができているか。課題は明確となっており、構想・計画は適切か。
- ・機関内の技術専門人材の所在や専門性等の状況が一元的に把握され、部局等横断的な育成制度やキャリアパス構築に取り組んでいるか。課題は明確となっており、構想・計画は適切か。
- ・共用化を促進させる研究者や部局へのインセンティブが適切に設定され、実効性が高いか。
- ・競争的研究費の使途の変容を促進・確認するための仕組みが適切に設定され、実効性が高いか。
- ・共用研究設備等の共用システムに係る情報が集約・見える化されており、組織内外から利用しやすく、外部システムとの連携も可能な構想・計画となっているか。
- ・日本全体で高品質な研究データの創出・活用につながる構想・計画となっているか。

#### <研究の創造性と協働を促進し、新たな時代(Epoch)を切り拓く先導的な研究環境の実現>

- ・研究ニーズを踏まえた試作機の試験導入など、先端的な装置の開発・導入に向けた構想・計画は適切で実効性が高いか。なお、研究設備・機器の開発が総額1億円を超える場合、その意義(研究ニーズや投資効果、市場規模、共用の場で開発を実施する理由、本プロジェクトの資金を設備・機器の共用でなく、本開発に投じる理由)や資金計画、機器メーカー等民間企業との組織的な連携が適切に策定されているか。
- ・最新の研究設備や共用機器等の集約化など、人が集まる魅力的な場の形成に向けた構想・計画は適切で実効性は高いか。なお、高額な研究設備・機器を新たに整備する場合、その必要性や組織内外の整備状況等を適切に踏まえているか。
- ・機器メーカー等民間企業との組織的な連携など、持続的な仕組みの構築に向けた構想・計画は適切で実効性が高いか。地域性や組織の強み・特色等も踏まえ、研究基盤・研究インフラのエコシステムが適切に形成されているか。

## 2.4 審査の方法

有識者で構成される先端研究基盤刷新事業 運営委員会を設置し、申請内容について書面審査等により総合的に審査を行い、採択します。なお、審査・選定に当たっては、文部科学省と連携して実施します。そのため、提案書類及び審査に関する情報は、文部科学省が公募を実施する先端研究基盤刷新事業(EPOCH)における施設整備の審査関係者全員に共有をします。なお、審査委員会において必要と判断された申請については、面接選考を実施します。面接選考の日程は、7月上旬～中旬を予定しています。

具体的な審査の流れは以下のとおりです。

## 1.申請

- ・ プロジェクト統括は、提案書を作成し、e-Rad により申請していただきます。



## 2.審査

- ・ 先端研究基盤刷新事業 運営委員会により、書類選考(一次審査)及び面接選考(二次審査)を行います。
- ・ 書類選考では、提案書の内容を踏まえ評価します。
- ・ 面接選考では、プロジェクト統括から提案内容をご説明いただきます。共同申請の場合は、連携プロジェクト統括も出席していただきます。プレゼンや質疑応答の内容を踏まえ、総合的に評価します。
- ・ いずれの評価も「審査の観点」に示した項目に基づいて実施し、プロジェクト費の支援の可否及び支援額を決定します※。



## 3.採択機関の決定

- ・ 委員会の審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。  
「施設整備あり」の提案については、文部科学省における公募の審査も踏まえ、採否を決定します。
- ・ JST は、プロジェクト統括に採否を通知します。
- ・ JST の WEB サイトにて、各採択機関の機関名、プロジェクト統括の氏名・役職等を掲載します。



## 4.計画書の作成

- ・ プロジェクト統括に計画書を作成いただきます。



## 5.契約

- ・ 採択機関と JST の間で委託研究契約を締結します。

※研究設備・機器の開発については個別に評価し、支援の可否及び支援額を決定します。

## 2.5 審査における利益相反マネジメント

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

### ① 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、プロジェクトの主要メンバー(プロジェクト統括、連携プロジェクト統括)に関して、以下に示す利害関係者は選考に関与しません。

- a. プロジェクトの主要メンバーと親族関係にある者。
- b. プロジェクトの主要メンバーと大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又はプロジェクトの主要メンバーが所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると思われる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。
- c. プロジェクトの主要メンバーと同一の企業に所属している者又はプロジェクトの主要メンバーが所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者。
- d. プロジェクトの主要メンバーと緊密な共同研究を行う者(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)。
- e. プロジェクトの主要メンバーと密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. プロジェクトの主要メンバーの研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者(提案大学や連携大学に過去3年以内に在籍していたもの、他)。

### ② プロジェクト統括の利益相反マネジメント

プロジェクト統括が「プロジェクト統括に係る機関」をプロジェクトへ参加させる提案を行い、「プロジェクト統括に係る機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、プロジェクト統括の利益相反に該当する可能性があります。従って、プロジェクト統括と「プロジェクト統括に係る機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「プロジェクト統括に係る機関」とは、以下のいずれかに該当する場合のプロジェクト

に参加する機関をいいます。なお、a 及び b についてはプロジェクト統括のみではなく、プロジェクト統括の配偶者及び一親等内の親族(以下「プロジェクト統括等」と総称します。)についても同様に取り扱いいます。

a. プロジェクト統括等の研究開発成果を基に設立した機関。

(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)

b. プロジェクト統括等が役員(CTO を含み、技術顧問を含まない。)に就任している機関。

c. プロジェクト統括が株式を保有している機関。

d. プロジェクト統括が実施料収入を得ている機関。

「プロジェクト統括に係る機関」をプロジェクトへ参加させる提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から事業委員会にて審議します。

そのため、「プロジェクト統括に係る機関」をプロジェクトへ参加させる場合、提案書にて「プロジェクト統括に係る機関」がプロジェクトに参加する機関に含まれていることを申告してください。

なお、プロジェクト統括の利益相反マネジメントを実施するに当たり、別途資料を提出いただく場合があります。

### ③ JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業(以下「出資先企業」といいます。)を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反(組織としての利益相反)に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業をプロジェクトへ参加させる提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について事業委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業をプロジェクトへ参加させる場合、提案書にて出資先企業がプロジェクトに参加する機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST から出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

## 2.6 事業規模・採択件数

本事業の3年間における予算額は430億円です。

本事業で整備する1申請あたりの機関への支援規模は、以下のとおりです。採択決定にあたっては、全体予算額を勘案しつつ、申請内容に応じた適正な規模の委託額を決定し、JST から提案大学及び連携大学と委託契約を実施します。審査の結果により、委託する規模の見直し等の改善意見が出された場合には、委託規模等も含め、これを反映させた決定を行う場合があります。なお、申請額については、あくまでも最大額を示したものであり、提案に際し、実施内容に応じて適切な金額を申請するよう、留意ください。

採択件数及び支援額(3年間)については以下のとおりです。

①本事業のみの申請：10件程度(最大30億円程度/件)

②本事業に加えて施設整備(最大20億円程度/件)も申請をする場合：5件程度(最大20億円程度/件)

※予定数は応募数、評価結果等により変動します。

※事業費には、10%の間接経費が含まれます(施設整備費には間接経費は措置されません)。

※①、②に同時に申請することはできません。

## 2.7 公募手続き及びスケジュール

### (1) 提案書の提出

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて提案書をアップロードください。提案書(ワード)は、テキスト検索できる PDF 形式(サーチャブル PDF など)にして提出してください。e-Rad の操作方法については「第 5 章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について」を参照してください。

提案書の様式は、e-Rad で受付中の公募一覧から、公募要領と提案書様式がダウンロード可能です。また、以下のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/program/epoch/index.html>

※募集締切までに応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また、募集締切後の提案書の差し替え等には応じられません。

※締切間際は e-Rad にアクセスが集中することでシステムに負荷がかかり、締切までに応募を完了できない場合があります。時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。

### (2) スケジュール

令和8年3月31日(火)	公募開始
令和8年4月9日(木)	公募説明会
令和8年5月20日(水)正午	公募締切
令和8年5月下旬～7月	審査
令和8年7月下旬	審査結果の通知
令和8年8月中下旬～9月	プロジェクト開始

※本事業への申請を考えている大学は、必ず公募説明会に参加してください。

日 時：令和8年4月9日(木) 11:00～12:00

方 法：オンライン (ZOOM を利用します)

申し込み：以下のホームページをご覧ください、参加申込をしてください。申込者宛にアクセス情報等をお知らせいたします。

<https://www.jst.go.jp/program/epoch/index.html>

備 考：状況に応じて、2回目の説明会を実施する場合があります。その場合は、上記のホームページで告知しますので、随時確認してください。

※スケジュールは変更の可能性がありますのでご注意ください。

※評価及び事業予算額等を踏まえ、支援額を決定し通知します。

## 第3章 採択後のプロジェクト推進等について

### 3.1 プロジェクト計画の作成

採択後、プロジェクト統括は支援期間全体(令和8～10年度)を通じた全体計画書と、年度ごとの年次計画書を作成します。計画書には、予算執行計画や体制が含まれます。全体計画書は毎年度見直し、年次計画書は年度ごとに作成し、プログラムオフィサー(PO)の承認を経て決定します。

※計画書で定める体制及び予算は、事業委員会によるマネジメント・評価の状況や、先端研究基盤刷新事業全体の予算状況等に応じ、支援期間の途中で見直されることがあります。

### 3.2 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JSTはプロジェクト統括の所属する研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

### 3.3 プロジェクト費

JSTは委託研究契約に基づき、プロジェクト費(直接経費)に間接経費(直接経費の10%)を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

#### 3.3.1 プロジェクト費(直接経費)

プロジェクト費(直接経費)とは、プロジェクトの実施に直接的に必要な経費であり、共用研究設備・機器に係る以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅費：プロジェクト統括及び研究計画書記載のプロジェクト参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：プロジェクト参加者(但し、プロジェクト統括を除く)の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等)

(注) プロジェクト費(直接経費)として支出できない経費の例

- ・プロジェクト目的に合致しないもの

- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
  - ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの (※)
- ※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

### 3.3.2 間接経費

間接経費とは、プロジェクトの実施に伴う大学等の管理等に必要な経費です。大学等は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 5 年 5 月 31 日改正)に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

### 3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています(なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります)。

## 3.4 評価

PO は、アドバイザー等の協力を得て、サイトビジット、進捗報告会、報告書等を含むモニタリングを行うほか、中間評価及び事後評価など、プロジェクトに対する各種評価を行います。

中間評価は 3 年度目を目安に実施します。事後評価は、プロジェクト終了後できるだけ早い時期、又は終了前の適切な時期に実施します。このほか、PO が必要と判断した時期に、プロジェクト評価を行う場合があります。

各種評価の結果は、以後のプロジェクト実施計画の調整や資源配分(委託研究費の増額・減額、実施体制の見直し等を含む)に反映します。評価結果によっては、プロジェクトの中止や一部縮小などの措置を取ります。中止とする場合には、整備した共用研究設備・機器の継続稼働やノウハウ整理

等に最低限必要な人件費等については、最長 1 年間措置することがあります。

その他、事業全体の目的達成に向けた進捗状況や運営状況などの観点から、事業評価が行われる場合があります。プロジェクト統括をはじめ、関係者は、評価に必要と認められる範囲で協力していただきます。

### 3.5 プロジェクト統括の責務等

- (1) 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」に基づく統括部局等のコアファシリティ化の体制構築や「戦略的設備整備・運用計画」に基づく持続的な設備整備・運用を主導し、また共用化の促進・競争的研究費の使途変容といった「共用文化の醸成」に向け大学改革を推進してください。
- (2) 本事業の資金では、共用利用を目的とした研究設備・機器を整備可能です。また原則として、整備した設備・機器は外部にも共用してください。外部共用にあたっては、共用研究設備・機器等の情報を WEB で検索でき、予約状況・予約方法が分かること、外部連携のために API 連携機能を設けてください。
- (3) 大学独自資金で整備した研究機器に加え、ARIM、BINDS、共同利用・共同研究拠点など他の事業とも連携し、効率的・効果的に共用研究設備・機器を整備・運用してください。
- (4) 他大学を含む共用研究設備・機器の横断検索を構築するため、採択大学のシステムに関する情報提供、データ連携に必要な作業に協力していただきます。
- (5) 日本全体で高品質な研究データの創出・活用につながる取組を推進する観点から、2.1.(4)その他(留意事項)を踏まえ、研究データの管理・利活用を推進してください。
- (6) 採択大学間のネットワーク強化や、好事例の共有・展開を目的とした交流会へ参加し、発表していただきます。
- (7) 所要の計画書や報告書等を提出し、各種評価へ対応いただきます。また、PO が随時求める進捗状況にも対応していただきます。
- (8) 研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (9) JST が指定する研究契約及びの諸規定に従っていただきます。
- (10) 学内外のネットワーク形成を主導し、その成果検証を行ってください。

### 3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係

する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関(以下「【全ての機関】」といいます。)から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/program/epoch/index.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定/令和 3 年 2 月 1 日改正)」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「4.28 (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について」(64 ページ))。

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(「4.32 (1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」(68 ページ))。

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費助成事業(以下、

「科研費」という)を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科研費の取扱いに準拠することが可能です。)

- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。  
h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)  
j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」

- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修  
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示に従って研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で【全ての機関】との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。  
また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

### 3.7 その他留意事項(出産・子育て・介護支援制度)

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は研究者が、ライフイベント(出産・育児・介護)に際し研究開発を継続できると、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的としています。

この制度は、ライフイベントに際した研究者が JST の研究開発を継続できる手段を講じることで、研究開発課題等の円滑な推進を図り、もって研究者のキャリア形成及び男女共同参画を推進するためのものです。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

## 第 4 章 応募に際しての注意事項

### 4.1 生成 AI の利用について

応募書類を作成する際に生成 AI を使う場合、著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏れたりしてしまうなどのリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは研究者自身の責任で判断してください。

### 4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

プロジェクト統括は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」を参照してください。

#### (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済みと申告してください。

#### (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

##### a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

##### b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

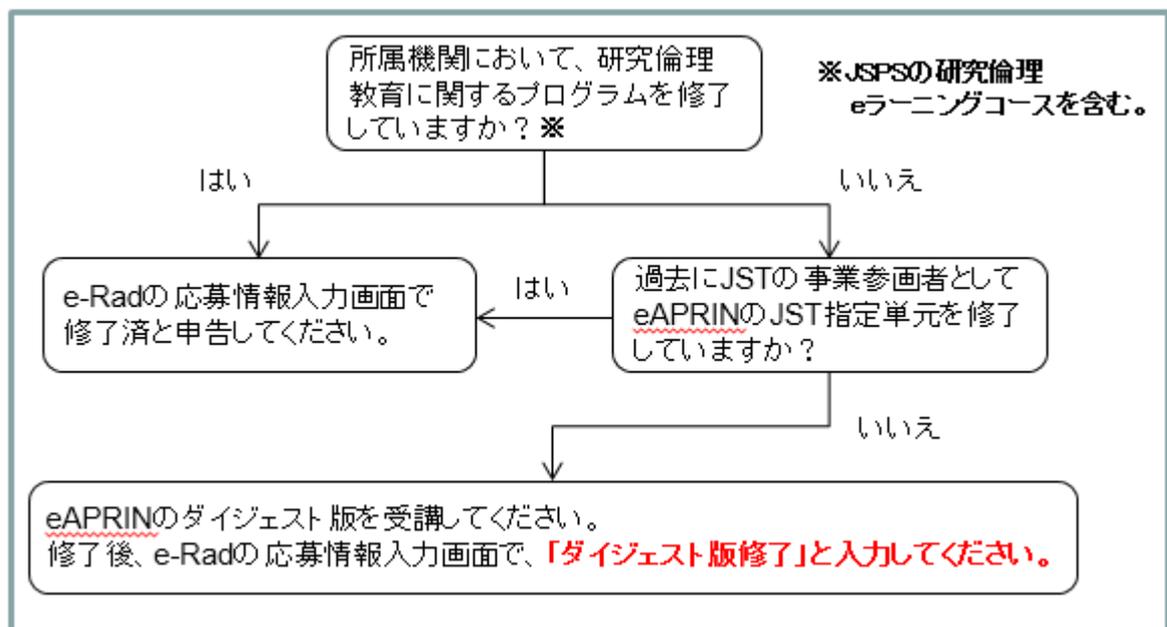
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 イノベーション拠点推進部 研究環境グループ

E-mail : [epoch@jst.go.jp](mailto:epoch@jst.go.jp)

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」

- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修  
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラム又は教材を履修している場合を除きます)。

### 4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### ○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する可能性がある場合、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」といいます。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採

択等を行うことがあります。

- ※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

#### ○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する可能性がある場合、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### ○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の事業間で共有します。

### 4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されて

おり、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和7年12月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、G7各国やその他の同志国と相互の信頼を構築し、引き続き、国際共同研究等を円滑に推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については内閣府のウェブサイトを参照してください。

○「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」

（令和7年12月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines\\_v1.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf)

#### 4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。従って、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施

した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

- ※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までには、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

ります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- ※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/guidance5.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf)

日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JST へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします（※4）。

※4 本事業で研究開発費を支援した成果に限ります。本事業で整備した共用研究設備・機器を利用した研究開発の成果については対象外です。

#### 4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」ととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳  
(外務省告示第 463 号 (平成 28 年 12 月 9 日発行))

#### 4.7 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」(令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

#### 4.8 費目間流用について

実施計画の大幅な変更(重要な研究項目の追加・削除、研究推進方法の大規模な軌道修正など)を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前にJST課題担当者の確認が必要です。詳しくは、最新の事務処理説明書等を参照してください。

#### 4.9 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

#### 4.10 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。本事業の間接経費も、競争的研究費に準じて運用してください。

#### 4.11 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」（2025 年（令和 7 年）11 月 18 日「科学の再興」に関する有識者会議）において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費使途の変革に向けて、2035 年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード（設備・機器等）からソフト（人材、仕組み、それらによる高付加価値のサービス等）へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」（令和 7 年 7 月 10 日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会）において、このような競争的研究費の使途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定（共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等）を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらを踏まえ、競争的研究費制度により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が 1,000 万円以上で汎用性のあるものを購入する

場合については、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用すること、複数の研究費の合算による購入・共用することが可能かどうかなどの確認を行うことが求められています。その結果、当該事業にて購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにもプロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めること、としております。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意することを前提としています。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」  
[競争的研究費改革に関する検討会（H27.6.24）]  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略2025」[閣議決定（R7.6.6）]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025\\_zentai.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf)
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」  
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R5.5.24 改正）]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r50524.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」  
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.9.10 改正）]  
[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3 策定）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_kibanken01-000021605\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf)  
【参考：概要版 YouTube】[https://youtu.be/x29hH7\\_uNQo](https://youtu.be/x29hH7_uNQo)
- 「大学連携研究設備ネットワーク」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」  
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」  
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>
- 「科学の再興に向けて 提言」[「科学の再興」に関する有識者会議 (R7.11.18)]  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext_00002.html)
- 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」  
[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会 (R7.7.10)]  
[https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt\\_kibanken01-000043663\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf)

#### 4.12 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課

程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意事項)

・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。

・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度<sup>※</sup>の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)

・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。

・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

#### 4.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構

築に向けて～」(平成31年2月25日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、支援期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

#### 4.14 男女共同参画及び人材育成、並びに性等を考慮した研究の促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)」や「第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、生物学的性(セックス)や社会的・文化的性(ジェンダー)等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

- ・性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

#### 4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの

推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R2.12.18 改正）]  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

#### 4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

#### 4.17 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」（令和7年6月科学技術・学術審議会人材委員会）において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・

育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等の研究開発マネジメント人材が本事業の研究プログラムの研究開発マネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、必要な研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

#### 4.18 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

#### 4.19 オープンサイエンスの促進について

本事業で実施した共用研究設備・機器の開発・高度化に関する研究成果については、JST のオープンサイエンス方針を参照の上、対応してください。また、本事業で整備した共用研究設備・機器を利用した研究開発の成果については、所属機関、各プロジェクトの資金配分機関等の方針を参照してください。

##### (1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 4 月改定）。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業の研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※1）、JST の求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST が示すメタデータ（※1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。所属機関で機関リポジトリが整備されておらず、適切な保管リポジトリが見つからない場合、JST が 2025 年 11 月から運用を開始した GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) をご利用ください。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針  
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html> - houshin04
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

(※1) DMPに記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- 研究DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

(統合イノベーション戦略推進会議)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目 (2026年1月時点)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/common\\_metadata\\_elements.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf)

なお、JSTは、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映(改正)を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析する場合があります。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。※生命科学系データについては「[4.22 ライフサイエンス分野のデータ公開について](#)」も参照してください。

## (2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和7年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※2)、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※3)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定)」の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※4)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)(※5)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提

出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Rad を通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入する必要があります。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL : [https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_240216.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf)

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和6年10月8日改正 関係府省申合せ）

URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6\\_0221/hosaku.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf)

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_houshin\\_faq.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf)

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、学術論文（含む電子付録）については JST が運用する Jxiv (<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/index>)、根拠データについては前述の GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) 等のリポジトリをご活用ください。

(※2) 戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発 (ALCA-Next) 及び情報通信科学・イノベーション基盤創出 (CRONOS) は除く。

(※3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。

(※4) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後3か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。

(※5) 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」(国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

#### 4.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。なお、本事業が支援した研究設備・機器を利用して創出された研究成果についても、本事業により支援を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により支援を受けた旨を記載する場合には「JST EPOCH Program Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。本事業の 10 桁の体系的番号は、「JPMJEP+数字 4 桁」です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST EPOCH Program Japan Grant Number JPMJEPxxxx.

【和文】

本研究は、JST 先端研究基盤刷新事業 JPMJEPxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

また、掲載するジャーナルの投稿システムにファンド情報を入力する欄がある場合には、ジャーナルの投稿規定等に従い、事業名や体系的番号等を入力してください。

#### 4.21 ライフサイエンス分野のデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて (中間とりまとめ)」(令和 6 年 7 月 31 日) では、

ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本事業により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収録されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/">https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.dbcls.jp/">https://humandbs.dbcls.jp/</a>

#### 4.22 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRPの中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース（NBRPで対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託（※）いただき、NBRPにおける収集活動にご協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRPで既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

#### 4.23 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和7年4月時点で18件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご利用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

#### 4.24 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

#### 4.25 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドライ

ンに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad からチェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 7 年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版チェックリストに係る手続きを令和 8 年 12 月 1 日までに行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（下記 URL は、令和 6 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

#### 4.26 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

##### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

###### (i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

###### (ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3.4
不正使用を行った研究者及び	1 個人の利益を得るための私的流用	10年

それに共謀した研究者 ※1	2 1以 外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

### (iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされて

いますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

#### 4.27 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度<sup>※</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

#### 4.28 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

#### 4.29 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェ

### チェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 8 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和 7 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版研究不正行為チェックリストを令和 8 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、原則として研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00007.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00007.html)

(上記 URL は、令和 7 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。)

(※1) 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイト  
を参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日(9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不

## 正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

### (i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

### (ii) 申請及び参加※資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 特定不正行為があつた	当該論文等の責任を負う著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大

た研究に係る論文等の著者	(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	上記以外の著者		2～3年
3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。  
 なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了し

た制度においても対象となります。

#### (iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JSTが行った措置等）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

### 4.30 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

### 4.31 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間、課題概要及び成果論文のメタデータ）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

#### 4.32 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

#### 4.33 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は JST が運営する日本の研究者情報データベースとして 39 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録・更新くださるようお願いします。

#### 4.34 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

#### 4.35 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前

は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和4年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)

## 第5章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法等について

### 5.1 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

### 5.2 提案書類の提出について

本公募は、e-Rad からの応募情報登録(提案書類のアップロード)が必要となります。

- ・ 本プログラムは、「研究機関単位」の応募であるため、e-Rad の「応募情報登録における研究代表機関」は代表機関とします。
- ・ 提案書はプロジェクト統括が取りまとめて作成し、e-Rad での応募情報登録は提案大学の e-Rad 事務代表者が行ってください。
- ・ 本提案では、科研費等のように研究者個人の研究者番号を利用した提案はできません。
- ・ アップロードできる提案書様式は最大容量 30MB です。
- ・ e-Rad での応募情報登録は、締切の数日前に余裕をもって行ってください。締切間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります。
- ・ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」「申請中」「応募中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。
- ・ 応募書類に不備等がある場合は選考対象外となります。締切後の提案書類の差替えや返却はできません。
- ・ 審査過程で提案書と e-Rad の記載内容に齟齬が判明した場合、提案書の記載を正として審査を進めます。

### 5.3 申請の流れ

本事業への応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただけます。応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト(以下「ポータルサイト」といいます。)(<https://www.e-rad.go.jp/>)を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け

付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

#### 1. e-Rad への機関登録

- ・ 代表機関で 1 名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより「様式 1-1 研究機関登録申請書」をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 : <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>



#### 2. 事務代表者のログイン

- ・ システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード)が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル : e-Rad 操作マニュアル 0. はじめに「0.7 ログイン方法」



#### 3. 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

- ・ e-Rad 上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、職情報、研究者情報(プロジェクト統括)を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照 : 研究機関事務代表者向け操作マニュアル 10. 研究機関手続き編、11. 研究機関事務分担者手続き編、12. 研究者手続き編



#### 4. 公募要領・申請様式の取得

- ・ 本プログラムホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照 : <https://www.jst.go.jp/program/epoch/index.html>



#### 5. 応募情報の入力と提出

- ・ システムに必要な事項を入力及び提案書類を代表機関の事務代表者がアップロードします。



#### 6. JST での応募情報受理

### 5.4 具体的な応募方法

具体的な e-Rad による応募方法は下記アドレスの別紙をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/program/epoch/index.html>

## 5.5 その他

### (1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問合せ先

事業そのものに関する問合せは JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、選考状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

事業に関する問合せ及び 応募書類の作成・提出に関 する手続き等に関する問 合せ	JST イノベーション 拠点推進部 研究環 境グループ	E-mail : epoch@jst.go.jp 電話番号 : 03-5214-7997 10:00~17:00 ※土日・祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関す る問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土日・祝日、年末年始を除く

○先端研究基盤刷新事業ウェブサイト : <https://www.jst.go.jp/program/epoch/index.html>

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

### (2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

# 先端研究基盤刷新事業(EPOCH)

令和 8 年度 公募

## 【ウェブサイト】

事業ホームページ <https://www.jst.go.jp/program/epoch/index.html>

## 【問合せ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

イノベーション拠点推進部 研究環境グループ

E-mail : epoch@jst.go.jp

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号 : 03-5214-7997(受付時間 : 9:00~17:00)

※土日・祝日、年末年始を除く